

「不登校児童生徒に対する支援制度の確立」を求める意見書

少子化が進む中、将来の日本を担う宝である児童生徒に向けた国からの支援策は、より一層重要になると考えられ、不登校児童生徒に対しても同様であります。

文部科学省の調査結果によると、令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と8年連続で増加し、本市においても市教育委員会が実施した調査結果によると、令和3年度における30日以上長期不登校者と15日～29日の不登校者の合計数は66人で、全体の児童生徒数に占める割合は年々増加傾向にあります。

児童生徒が学校に行きづらくなったり、不登校となったりする要因は一つではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉えることが大切です。国においては、平成28年12月14日に公布した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」と令和元年10月25日付、文部科学省からの通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、不登校の児童生徒が、フリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動を認め、社会的に自立することを目指す必要があることを示していますが、未だ具体的な支援制度は確立していません。

本市においては、適応指導教室「かがやき教室」を市の単独事業として実施している一方で、フリースクール等の民間施設を利用している家庭もあります。しかし、フリースクール等の民間施設を利用する際には、利用料月3万3千円程度（文部科学省調べ）という経済的負担に加え、通学のための身体的、時間的、心理的負担から徐々に家に引きこもり、社会との繋がりが断裂してしまう児童生徒も存在します。

また、多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立、運営するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まります。

よって、国において、不登校児童生徒の社会的自立と多様な学習機会を確保

するための支援制度の確立について、以下の措置が講じられるよう強く要請します。

記

- 1 不登校の状況把握に努め、不登校児童生徒とその家庭に寄り添い、継続して社会との繋がりや社会的自立に向けた支援策を検討すること。
- 2 フリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を自治体や民間施設設置者及び利用者に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

韮崎 市 議 会